

鷹栖町公共施設使用料の
見直し方針（案）

令和3年
鷹栖町

目 次

1	基本的な考え方	
	(1) 使用料見直しの背景と趣旨	2
	(2) 基本方針	3
	(3) 見直し方針	3
	(4) 使用料見直し対象施設	3
	(5) 施設の維持管理経費と使用料収入の現況	5
2	使用料の算定方式	
	(1) 施設コストの範囲	6
	(2) 受益者負担の割合	7
	(3) 原価の算定	9
	(4) 基本算定方式	9
	(5) 基本算定方式以外の算定方法	10
3	使用料の取扱い	
	(1) 使用料の単位	10
	(2) 急激な負担増減への配慮	10
	(3) 使用料の割増	11
	(4) 減額・免除の取扱い	11
	(5) 改定時期とサイクル	11
	(6) その他	11
4	参考	
	(1) 使用料の算定方法	12

公共施設使用料の見直し方針

1 基本的な考え方

(1) 使用料の見直しの背景と趣旨

本町では、地方自治法第 244 条の規定に基づき、これまで町民ニーズや社会情勢にあわせ、公共施設を整備し、町民生活の向上に取り組んできました。

現在、様々な公共施設を設置していますが、施設の維持管理等には経費がかかり、それらは、施設を利用する方からの使用料と、町民の方からの税金によって賄われています。使用料は、施設を利用する方と利用しない方との「負担の公平」を考え、応分の負担をしていただくという「受益者負担の原則」に基づき徴収するものであり、行政の関与の必要性や受益者負担のあり方を明らかにしたうえで適正に設定する必要があります。

現在の使用料は、地方自治法第 225 条の規定に基づき、各条例等で設定されていますが、その多くが近隣市町村の類似施設等を参考にし、統一的な基準がない中、各施設で個別に設定をしている状況であり、長年見直しがされていないのが現状です。そのため、令和 3 年 3 月に、「鷹栖町行財政改革プラン」を定め、行財政改革の取組みの一つとして、『財源の開拓と確保』により、使用料等を見直しを実施することとしています。

今後も人口減少や少子高齢化の進展により将来の財政規模の縮小が予想されますので、次世代に大きな負担を残さないために、施設の利用者に対し一定の受益者負担を求めることによって施設を適正な状態で維持し、質の高い行政サービスを提供していく必要があると考えます。

以上のことから、適正に負担を分かち合い、将来にわたって安定したサービスを提供していくため、使用料見直しの基準を策定します。

○地方自治法（抜粋）

(使用料)

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

(2) 基本方針

使用料の設定は、「受益者負担の適正化」と「持続可能な施設運営」を念頭に、次の事項を基本とします。

① 受益者負担の原則

公の施設などの利用にあたっては、その受益が原則としてサービスを利用する特定の方のみに及ぶということを踏まえ、利用する方と利用しない方との負担の公平性の観点から、利用する方に応分の負担をしていただくという受益者負担の考えを原則とします。

② 算定方法の明確化

施設にかかる経費を基に、利用する方で負担する部分と税で負担する部分を明確にし、町民の皆様にとってわかりやすい統一的な基準を設定することとします。

③ 施設の安定的な運営

施設がその役割を果たし安定的に運営していくことを念頭に、見直しによる使用料が施設の利用状況等に大きな悪影響を与えないよう考慮します。

(3) 見直し方針

算定の結果、使用料が類似施設等に比べ著しく高額となる場合及び稼働率が10%を下回る施設は、利用者増加策のほか、開設時間や開設日の短縮等によるサービス提供の見直し、アウトソーシング等によるコスト削減などについて検討し、行財政改革の取り組みをより一層進めます。

また、見直し後の収入状況等も踏まえ、施設の修繕や備品の整備など利用環境の改善に努めるとともに、接遇、運営方法など適正で効率的な運営に努めます。

(4) 使用料見直し対象施設

次表に示す貸館・貸室等施設の貸し出しを主とする集会施設、教育施設、スポーツ施設等を対象に見直しを行います。

【使用料見直し対象施設】

No	施設名	使用料徴収根拠条例	管理形態
1	鷹栖地区住民センター	鷹栖町地区住民センター設置及び管理に関する条例	指定管理
2	北野地区住民センター	鷹栖町地区住民センター設置及び管理に関する条例	指定管理

3	中央地区住民センター	鷹栖町地区住民センター設置及び管理に関する条例	指定管理
4	北斗地区住民センター	鷹栖町地区住民センター設置及び管理に関する条例	指定管理
5	北成地区住民センター	鷹栖町地区住民センター設置及び管理に関する条例	指定管理
6	総合体育館	鷹栖町体育館条例	指定管理
7	鷹栖町B&G海洋センター (体育館)	鷹栖町B&G海洋センター条例	指定管理
8	鷹栖町B&G海洋センター (プール)	鷹栖町B&G海洋センター条例	指定管理
9	鷹栖町総合スポーツ公園 (町民グラウンド)	鷹栖町総合運動場設置条例	指定管理
10	鷹栖町総合スポーツ公園 (鷹栖テニスコート)	鷹栖町総合運動場設置条例	指定管理
11	鷹栖町総合スポーツ公園 (鷹栖町民球場)	鷹栖町総合運動場設置条例	指定管理
12	北野運動公園 (北野テニスコート)	鷹栖町総合運動場設置条例	指定管理
13	たかす丸山パークゴルフ場	たかす丸山パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例	指定管理
14	パレットヒルズパークゴルフ場	パレットヒルズ設置及び管理に関する条例	指定管理
15	たかすメロディーホール	たかすメロディーホール条例	直営
16	鷹栖町サンホールはびねす (貸館)	鷹栖町サンホールはびねすの設置及び管理に関する条例	委託
17	鷹栖町サンホールはびねす (風呂・プール)	鷹栖町サンホールはびねすの設置及び管理に関する条例	委託
18	鷹栖町サンホールはびねす (分室)	鷹栖町サンホールはびねすの設置及び管理に関する条例	委託
19	鷹栖町農産加工センター「四季の里」	鷹栖町農産加工センター設置条例	直営
20	プラザ・クロス 10	プラザ・クロス 10 設置及び管理に関する条例	指定管理

(5) 施設の維持管理経費と使用料収入の現況（令和元年度決算）

No	施設名	維持管理経費 (単位：円)	使用料収入 (単位：円)	受益者 負担割合
1	鷹栖地区住民センター	12,230,907 円	1,469,235 円	12.0%
2	北野地区住民センター	8,973,259 円	1,001,150 円	11.2%
3	中央地区住民センター	3,649,728 円	106,750 円	2.9%
4	北斗地区住民センター	6,443,695 円	399,840 円	6.2%
5	北成地区住民センター	3,417,936 円	102,875 円	3.0%
6	総合体育館	16,070,831 円	2,232,558 円	13.9%
7	鷹栖町B&G海洋センター (体育館)	10,569,706 円	808,230 円	7.6%
8	鷹栖町B&G海洋センター (プール)	2,710,753 円	47,050 円	1.7%
9	鷹栖町総合スポーツ公園 (町民グラウンド)	1,576,162 円	333,186 円	21.1%
10	鷹栖町総合スポーツ公園 (鷹栖テニスコート)	178,139 円	0 円	0%
11	鷹栖町総合スポーツ公園 (鷹栖町民球場)	1,317,809 円	188,055 円	14.3%
12	北野運動公園 (北野テニスコート)	179,180 円	11,040 円	6.2%
13	たかす丸山パークゴルフ場	13,152,493 円	10,039,200 円	76.3%
14	パレットヒルズパークゴルフ場	5,509,626 円	4,529,850 円	82.2%
15	たかすメロディーホール	44,381,374 円	2,071,915 円	4.7%
16	鷹栖町サンホールはびねす (貸館)	9,226,320 円	0 円	0%
17	鷹栖町サンホールはびねす (風呂・プール)	29,601,860 円	8,866,850 円	30.0%
18	鷹栖町サンホールはびねす (分室)	2,167,460 円	0 円	0%
19	鷹栖町農産加工センター 「四季の里」	20,043,780 円	8,705,229 円	43.4%
20	プラザ・クロス 10	2,316,643 円	496,640 円	21.4%
	合計	193,717,661 円	41,409,653 円	21.4%

※1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により金額変動が大きいため、元年度数値比較

2 直営の件費分の計上及び貸館部分（面積）按分等のため、施設毎の決算額と異なる場合有

見直し対象施設の合計値では、施設コストの約2割を受益者負担で、残りの8割を公費（税）負担で賄っていることとなります。

施設コストを使用料収入で賄うという原則からすれば、受益者負担の割合が低い状況では、利用する方と利用しない方との負担の公平を考えた場合、適正とは言い難い状況です。また、施設毎でも大きな違いがあり、受益者負担の割合が1割に達していない施設もある状況となっています。

2 使用料の算定方式

(1) 施設コストの範囲

施設コストは、資本的（投資的）経費と経常的経費に大きく分けることができますが、両経費と受益者負担又は公費（税）負担との関係を次表のとおり整理し、施設を利用する方に負担を求める施設コストの範囲を維持管理経費（下表中④から⑦）とします。

施設コスト		負担
資本的（投資的） 経費	①土地の購入費	公費（税）
	②建物の建設費	
	③初度調弁（50万円以上の物品）	
経常的経費 （ランニングコ スト）	④設備・備品等の整備費	受益者 （使用料）
	⑤維持管理に係る人件費	
	⑥消費的支出	
	⑦建物の維持補修費（大規模修繕を除く）	
	⑧土地建物の賃借料等	公費（税）

※1 消費的支出とは、支出の効果が当該年度又は短期間限りで終わるもので、具体的には消耗品・光熱水費及び各種の保守点検等委託経費などの物件費、火災保険等の保険料などをいいます。

2 指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者が支出した経費と町が直接支出した経費を合算して算定します。

3 複数の機能を有するなどの理由により、単位施設ごとの明確な施設コストを区分できない費用（共通的費用）については、それぞれの部屋等面積、利用者数、業務割合実績等に応じて按分して算出した額を算定します。

4 直営で管理している施設は、配置している職員の人件費を計上します。正職員については、平均給与ベースで積算します。なお、業務を兼務している場合は、業務割合で按分します。

5 ソフト事業を主とする者（公民館主事、地域おこし協力隊等）の人件費は、維持管理と区別し、算定しないものとします。

(2) 受益者負担の割合

受益者負担の割合は、施設はそれぞれ設置目的や提供サービスが異なり、必ずしも、施設利用者が全ての費用を負担することが適当であるとは限らず、その特性により負担割合も異なると考えられます。

このため、施設利用者に適正な負担を求めるうえで、施設を「市場性」と「選択性」の二つの観点からとらえ、それぞれを3段階で評価した上で、9つに分類し5段階の受益者負担割合を設定します。

① 提供するサービスの市場性

公共的 (サービスの市場性 小)	民間的 (サービスの市場性 大)
■民間によるサービスの提供が困難な施設	■民間によるサービスの提供が期待できる施設
(例) ・民間に同種、類似するサービスの提供事例がない、またはほとんどない施設	(例) ・民間に同種、類似するサービスの提供事例がある施設

② 施設を選択性

必需的	選択的
■町民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設	■日常生活をより便利で快適なものにするため個人の価値観に応じて選択的に利用する施設
(例) ・世代を超え、広く町民に必要とされる施設 ・社会的・経済的弱者を援護、支援する施設 ・安心安全な社会を形成するため、必要となる知識や教養を普及啓発する施設	(例) ・個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設 ・一部の限られた町民の利用が主と見込まれる施設

以上の2つの視点から施設を分類し、受益者負担割合を次のとおり設定します。

(3) 原価の算定

町内各施設を性質に応じて分類し、統一的な単価を算出したうえで、原価を設定します。

原価は、施設の年間維持管理経費（直近3か年平均）を基に、次のとおり算出します。

①会議室・ホール等の施設

会議室のように、ある一定の区画（部屋）を貸し切りで利用する場合については、1㎡人あたりの時間原価（年間維持管理経費÷貸出可能面積÷（年間開館時間×稼働率））を計算した上で、貸出面積、利用時間、利用率から算定した額を原価とします。

$$\text{原価} = \text{施設の1㎡人あたりの時間原価} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

【原価算定時の注意事項】

※単価の設定において稼働率を設定します。稼働率を考慮しないと、施設の開館時間中に全ての部屋が埋まった場合（稼働率100%）で算定することになり、実態とかけ離れた値となるため稼働率を反映します。

※稼働率の低さをむやみに受益者へ転嫁しないため、また、変動による使用料への影響を抑えるため、現状の施設における稼働率の向上を目指して稼働率を25%と設定します。

※開館日数は、原則、週休2日の施設は240日とし、週休1日の施設は300日として算定します。

②プール等の個人単位で使用料を徴収する施設

プールなどのように、ある一定の区画（部屋）を不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人当たりの維持管理経費を原価とします。

$$\text{原価} = \text{年間維持管理経費} \div \text{年間利用者数}$$

(4) 基本算定方式

使用料は、施設の「維持管理経費」の一定割合を利用する方の負担とすることを基本に、下記の基本式により定めます。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

(5) 基本算定方式以外の算定方法

①面積及び利用者数に基づかない算定基準

基本算定方式に合致しない方式により、算定している施設（農産加工センター）は、引き続き各施設の算定方法により設定しますが、維持管理経費に対する受益者負担額（割合）は、適用するものとします。

②附属する設備等

施設の提供するサービスの内容によっては、附属する施設・設備（シャワー、照明、冷暖房、音響機器等）の使用料を別途算定し徴収することが必要になる場合があります。

算定する場合は、対象となる施設・設備について合理的なルールにより使用料を算定することとします。なお、使用料の二重徴収とならないよう、算定に使用したコストが「原価」に含まれる場合については、施設の全体的な使用料の算定を行うときの「原価」から控除し、算定します。

③法令等で特別な定めのある場合

法令等で特別な定めのある場合は、関係法令に基づいて、使用料を設定します。

3 使用料の取扱い

(1) 使用料の単位

使用料は原則、100円単位の設定（100円未満四捨五入）とします。なお、目標使用料が100円未満の場合は、100円（切り上げ）と設定します。ただし、基本算定方式に合致しない方式により算定している施設の利用料は、この限りではありません。

(2) 急激な負担増減への配慮

本見直し基準により、施設の維持管理や運営に要する「原価」と「受益者負担割合」に基づき『あるべき使用料』（以下「目標使用料」という。）が算定されますが、使用料の見直しは、町民生活に直結しており、急激な負担の増加は、施設利用の低下等により公共施設の有効活用を阻害するおそれがあるとともに、施設の収支バランスを悪化させるおそれがあります。

このため、目標使用料が、現行使用料を大幅に上回る場合には、利用する方の急激な負担増とならないよう、原則として現行使用料の1.5倍（現行使用料が300円以下の場合は、単位100円未満を切り上げた金額）の範囲内で使用料を定めます。

(3) 使用料の割増

- ① 入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は即売会その他の営利的な目的をもって催物を行う場合は、別途設定することとします。
- ② 町外の団体・個人の利用にあたっては、各施設において稼働状況、収入への影響等を考慮し、別途設定することとします。

(4) 減額・免除の取扱い

減額・免除を適用すると、それに係る費用は税による負担となるため、減額・免除の取扱いは例外的な措置とします。各施設の状況等に応じてやむを得ない場合のみ適用することとし、その適用範囲は、原則として次のとおりとします。

- ① 町又は教育委員会が主催・共催する事業で使用する場合
- ② 町又は教育委員会から補助金の交付を受けて使用する事業
- ③ 町内の小・中学校が教育課程に基づく行事及び部活動で使用する場合
- ④ 高齢者・障がい者等が使用する場合
- ⑤ 当該施設の管理運営団体が公共目的で使用する場合

(5) 改定時期とサイクル

改定時期については、利用料の積算根拠が不明確なことから、早期に改正を進める準備をします。なお、改正する場合は、利用する方への周知期間は十分に設けることとします。

また、適時適切に受益者負担の適正化を進めるため、概ね5年ごとに改定を行います。

(6) その他

本方針は、町として料金設定等を統一するための原則を示したものであり、各施設の経緯や地域性、他市町村の状況、他の類似施設とのバランス等を踏まえ、必要な場合は適切な調整を加えるものとします。

4. 参考

(1) 使用料の算定方法

① 貸室等で1室あたりの原価から算定する方法・・・会議室、ホール等の占用使用料

【例】会議室Aを1時間使用する場合の使用料

	会議室A	会議室B	会議室C	トイレ等 共用部分	事務所	延床面積
面積(m ²)	100	100	200	300	100	800

- ・施設全体の維持管理費 10,000,000 円
- ・年間開館時間 3,600 時間 (12 時間/日×300 日)
- ・貸出面積の合計 400 m² (会議室A+会議室B+会議室C)
- ・稼働率 25%
- ・受益者負担割合 25%

- 1 m²あたりの年間原価 $10,000,000 \text{ 円} \div 400 \text{ m}^2 = 25,000 \text{ 円/m}^2$ 【円未満切捨】
- 1 m²あたりの時間原価 $25,000 \text{ 円/m}^2 \div (3,600 \text{ 時間} \times 30\%) \approx 27.777 \text{ 円/m}^2/\text{時間}$
【小数点第3位以下切捨】
- 1 室あたりの原価 $27.77 \text{ 円/m}^2/\text{時間} \times 100 \text{ m}^2 \times 1 \text{ 時間} = 2,777 \text{ 円/室}$
- 1 室あたりの使用料 $2,777 \text{ 円/室} \times 25\% = 694 \rightarrow 700 \text{ 円/室}$ (100 円未満四捨五入)

② 1人あたりの原価から算定する方法・・・観光施設、体育施設等の入館料等

【例】個人で利用する施設の場合

	プール	トイレ等 共用部分	事務所	延床面積
面積(m ²)	600	300	100	1,000

- ・施設全体の維持管理費 10,000,000 円
- ・年間利用者数 20,000 人
- ・受益者負担割合 50%

- 1 人あたりの原価 $10,000,000 \text{ 円} \div 20,000 \text{ 人} = 500 \text{ 円/人}$
- 1 人あたりの使用料 $500 \text{ 円/人} \times 50\% = 250 \rightarrow 300 \text{ 円/人}$